（別添）

令和６年 11 月 25 日障発 1125 第５号こ支障第 240 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・こども家庭庁支援局長通知「「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について」の別添新旧対照表の一部改正

（改正箇所は塗りつぶし部分）

<table>
<tr><th colspan="2">改　正　後</th><th colspan="2">現　行</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>改正後</td><td>改正前</td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr>
<tr><td>（略）
別紙１
自立支援医療費支給認定通則実施要綱

（略）

第１・第２　（略）

第３　「世帯」
１～７　（略）
８　「世帯」の範囲の特例
①　受診者と同一の「世帯」に属する親、兄弟、子ども等がいる場合であっても、その親、兄弟、子ども等が、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、申請者の申請に基づき、特例として、受診者及びその配偶者を当該親、兄</td><td>（略）
別紙１
自立支援医療費支給認定通則実施要綱

（略）

第１・第２　（略）

第３　「世帯」
１～７　（略）
８　「世帯」の範囲の特例
①　受診者と同一の「世帯」に属する親、兄弟、子ども等がいる場合であっても、その親、兄弟、子ども等が、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、申請者の申請に基づき、特例として、受診者及びその配偶者を当該親、兄</td><td>（略）
別紙１
自立支援医療費支給認定通則実施要綱

（略）

第１・第２　（略）

第３　「世帯」
１～７　（略）
８　「世帯」の範囲の特例
①　受診者と同一の「世帯」に属する親、兄弟、子ども等がいる場合であっても、その親、兄弟、子ども等が、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、申請者の申請に基づき、特例として、受診者及びその配偶者を当該親、兄</td><td>（略）
別紙１
自立支援医療費支給認定通則実施要綱

（略）

第１・第２　（略）

第３　「世帯」
１～７　（略）
８　「世帯」の範囲の特例
①　受診者と同一の「世帯」に属する親、兄弟、子ども等がいる場合であっても、その親、兄弟、子ども等が、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、申請者の申請に基づき、特例として、受診者及びその配偶者を当該親、兄</td></tr>
</table>

弟、子ども等とは別の「世帯」に属するものとみなす取扱いを行うことを選択できるものとする。 ・　この特例は、申請者及びその配偶者は市町村民税非課税である一方、これ以外の同一の世帯に属する世帯員が市町村民税課税である場合にのみ認めることとする。 ・　この特例に係る申請があった場合には、申請書の他、当該申請者及びその配偶者が扶養関係に基づく税制上及び医療保険上の各種控除（以下「扶養控除」という。）の対象となっていないかどうかを確認するため、同一世帯に属する者の市町村民税に係る税情報の記載された適宜の書面若しくはその写し、又は情報提供ネットワークシステム等により、その内容を確認するものとする。 ・　なお、ある年度において扶養関係にあったものの、当該年度の途中で生計を別にしたような場合であって、次年度	弟、子ども等とは別の「世帯」に属するものとみなす取扱いを行うことを選択できるものとする。 ・　この特例は、申請者及びその配偶者は市町村民税非課税である一方、これ以外の同一の世帯に属する世帯員が市町村民税課税である場合にのみ認めることとする。 ・　この特例に係る申請があった場合には、申請書の他、当該申請者及びその配偶者が扶養関係に基づく税制上及び医療保険上の各種控除（以下「扶養控除」という。）の対象となっていないかどうかを確認するため、同一世帯に属する者の市町村民税に係る税情報の記載された適宜の書面又は書面の写し及び被保険者証の写しの提出を求め、その内容を確認するものとする。 ・　なお、ある年度において扶養関係にあったものの、当該年度の途中で生計を別にしたような場合であって、次年度	弟、子ども等とは別の「世帯」に属するものとみなす取扱いを行うことを選択できるものとする。 ・　この特例は、申請者及びその配偶者は市町村民税非課税である一方、これ以外の同一の世帯に属する世帯員が市町村民税課税である場合にのみ認めることとする。 ・　この特例に係る申請があった場合には、申請書の他、当該申請者及びその配偶者が扶養関係に基づく税制上及び医療保険上の各種控除（以下「扶養控除」という。）の対象となっていないかどうかを確認するため、同一世帯に属する者の市町村民税に係る税情報の記載された適宜の書面又は書面の写し及び被保険者証の写しの提出を求め、その内容を確認するものとする。 ・　なお、ある年度において扶養関係にあったものの、当該年度の途中で生計を別にしたような場合であって、次年度	弟、子ども等とは別の「世帯」に属するものとみなす取扱いを行うことを選択できるものとする。 ・　この特例は、申請者及びその配偶者は市町村民税非課税である一方、これ以外の同一の世帯に属する世帯員が市町村民税課税である場合にのみ認めることとする。 ・　この特例に係る申請があった場合には、申請書の他、当該申請者及びその配偶者が扶養関係に基づく税制上及び医療保険上の各種控除（以下「扶養控除」という。）の対象となっていないかどうかを確認するため、同一世帯に属する者の市町村民税に係る税情報の記載された適宜の書面又は書面の写し及び被保険者証の写しの提出を求め、その内容を確認するものとする。 ・　なお、ある年度において扶養関係にあったものの、当該年度の途中で生計を別にしたような場合であって、次年度

の税申告時から扶養控除の対象から外れることとなる者については、受給者から、その旨の確認を誓約書等適宜の方法によって得ることにより、受給者及びその配偶者を他の世帯員と別の「世帯」とみなす取扱いができるものとする。 ②　（略） 9　（略） 第４～第１４　（略）	の税申告時から扶養控除の対象から外れることとなる者については、受給者から、その旨の確認を誓約書等適宜の方法によって得ることにより、受給者及びその配偶者を他の世帯員と別の「世帯」とみなす取扱いができるものとする。 ②　（略） 9　（略） 第４～第１４　（略）	の税申告時から扶養控除の対象から外れることとなる者については、受給者から、その旨の確認を誓約書等適宜の方法によって得ることにより、受給者及びその配偶者を他の世帯員と別の「世帯」とみなす取扱いができるものとする。 ②　（略） 9　（略） 第４～第１４　（略）	の税申告時から扶養控除の対象から外れることとなる者については、受給者から、その旨の確認を誓約書等適宜の方法によって得ることにより、受給者及びその配偶者を他の世帯員と別の「世帯」とみなす取扱いができるものとする。 ②　（略） 9　（略） 第４～第１４　（略）

別紙２ 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療意見書（以下「医師の意見書」という。別紙様式第７号。）、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）を添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提	別紙２ 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療意見書（以下「医師の意見書」という。別紙様式第７号。）、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）並びに受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料	別紙２ 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療意見書（以下「医師の意見書」という。別紙様式第７号。）、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。なお、受	別紙２ 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療意見書（以下「医師の意見書」という。別紙様式第７号。）、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）並びに受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料

供ネットワークシステム等により確認を行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証（又はその写し）、特定疾病区分が記載された資格確認書（又はその写し）、マイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。	）のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。	診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を行うこと。	）のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。
2　（略）	2　（略）	2　（略）	2　（略）
第４　（略）	第４　（略）	第４　（略）	第４　（略）
第５　育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 1　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料を添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについて	第５　育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 1　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、再認定が必要であると認められるものにつ	第５　育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 1　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、再認定が必要であると認められるものにつ	第５　育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 1　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、再認定が必要であると認められるものにつ

は認定しない旨を本要綱第４の３の却下手続に準じて通知書を交付すること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証（又はその写し）、特定疾病区分が記載された資格確認書（又はその写し）、マイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。	いて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を本要綱第４の３の却下手続に準じて通知書を交付すること。	いて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を本要綱第４の３の却下手続に準じて通知書を交付すること。	いて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を本要綱第４の３の却下手続に準じて通知書を交付すること。
２（略）	２（略）	２（略）	２（略）
第６～第９　（略）	第６～第９　（略）	第６～第９　（略）	第６～第９　（略）

別紙３ 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。）、身体障害者手帳の写し、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）を添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を	別紙３ 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。）、身体障害者手帳の写し、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）並びに受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）のほか、腎臓機能障害に対する人工透	別紙３ 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。）、身体障害者手帳の写し、受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属す	別紙３ 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱 （略） 第１・第２　（略） 第３　支給認定の申請 （略） １　申請に当たっては、申請書に指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書（以下「医師の意見書」という。）、身体障害者手帳の写し、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）並びに受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料（市町村民税の課税状況が確認できる資料、生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯の証明書、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料）のほか、腎臓機能障害に対する人工透

行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証（又はその写し）、特定疾病区分が記載された資格確認書（又はその写し）、マイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。	析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長(特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。	る者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を行うこと。	析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長(特別区にあっては区長。以下同じ。）に申請させること。
２・３　（略）	２・３略	２・３略	２・３略
第４～第５（略）	第４～第５（略）	第４～第５（略）	第４～第５（略）
第６　更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 １　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料を添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについ	第６　更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 １　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等に	第６　更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 １　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等に	第６　更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更 １　支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等に

て、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第５の２の却下手続に準じて通知書を交付すること。なお、受診者及び受診者と同一の「世帯」に属する者の各種医療保険の加入関係については、情報提供ネットワークシステム等により確認を行うこと。腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証（又はその写し）、特定疾病区分が記載された資格確認書（又はその写し）、マイナポータル画面により、特定疾病療養受療の認定者であることを確認すること。	ついての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第５の２の却下手続に準じて通知書を交付すること。	ついての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第５の２の却下手続に準じて通知書を交付すること。	ついての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第５の２の却下手続に準じて通知書を交付すること。
２　（略）	２　（略）	２　（略）	２　（略）
第７～第９　（略）	第７～第９　（略）	第７～第９　（略）	第７～第９　（略）

別紙４ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （略） 別紙様式第１号　（略） 別紙様式第３号（表面）　（略）	別紙４ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （略） 別紙様式第１号　（略） 別紙様式第３号（表面）　（略）	別紙４ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （略） 別紙様式第１号　（略） 別紙様式第３号（表面）　（略）	別紙４ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 （略） 別紙様式第１号　（略） 別紙様式第３号（表面）　（略）

（裏面）

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療の認定	有　・　無

※　人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口に提出すること。

支給要件の確認方法	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で新規

※　精神通院医療に限り支給認定時に実施した支給要件の確認方法を記載すること。

（裏面）

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	有　・　無

※　人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出すること。

支給要件の確認方法	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で新規

※　精神通院医療に限り支給認定時に実施した支給要件の確認方法を記載すること。

（裏面）

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	有　・　無

※　人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出すること。

支給要件の確認方法	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で新規

※　精神通院医療に限り支給認定時に実施した支給要件の確認方法を記載すること。

（裏面）

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	有　・　無

※　人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出すること。

支給要件の確認方法	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）・手帳で新規

※　精神通院医療に限り支給認定時に実施した支給要件の確認方法を記載すること。

別紙様式第４号～別紙様式第９号 （略）	別紙様式第４号～別紙様式第９号 （略）	別紙様式第４号～別紙様式第９号 （略）	別紙様式第４号～別紙様式第９号 （略）